



北上記者クラブ加盟者 各位

 **北上市** KITAKAMI CITY

令和3年11月2日

財務部資産税課資産調査室

電話：64-2111（内線）3159・3160

経年減点補正率の変更による固定資産税（木造家屋）の税額更正

平成20年以前に建てられた木造家屋の固定資産評価の経年減点補正率の見直しを行い、地方税法適用期間（H29～R2）に税額の差額が生じる対象者に通知書を発送しました。

1 対象者

還付対象者 6,581人

増額対象者 372人

2 見直し内容

「広報きたかみ」令和3年10月22日号にて周知した内容のとおりです。

3 対象者への通知

令和3年11月1日に郵送。

4 還付時期

口座振替利用者には、振替口座に11月9日に振込し、そのほかの還付対象者には、還付希望口座を回答いただき、随時対応します。

5 今後の対応

地方税法の還付対象とならない、平成24年度から平成28年度課税分の取扱いについては、現行固定資産税システムのデータから再計算を行い、令和4年10月を目途に通知する予定です。